

流山市いじめ防止基本方針



平成28年1月21日
流山市・流山市教育委員会
(最終改定: 令和7年12月18日)

目 次

はじめに	1
第1 いじめの問題に関する基本的な考え方	2
1 いじめについての理解と基本理念	2
2 いじめ防止等の対策に向けた基本的な姿勢	3
3 子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保	3
4 「いじめ」とは	4
5 いじめの解消	5
第2 いじめの問題への対策のために市が行うこと	6
1 いじめの問題への対策に関する組織・体制	6
2 相談窓口の設置	9
3 学校への支援	9
4 家庭との連携	12
5 関係機関との連携	12
第3 いじめの問題への対策のために学校が行うこと	13
1 学校いじめ防止基本方針の策定	13
2 学校いじめ対策組織の設置	14
3 学校におけるいじめの問題への対応	15
4 記録の保存	22
第4 いじめの問題への対策のために保護者が行うこと	23
第5 いじめの問題への対策のために市民が行うこと	24
第6 いじめの重大事態への対処	25
1 いじめの「重大事態」とは	25
2 重大事態調査の目的と基本的姿勢	27
3 重大事態が発生した場合の学校と市教育委員会の対応	28
4 市長による再調査	31
第7 その他の重要事項	32
1 いじめの問題への対策の評価と検証	32
2 流山市いじめ防止基本方針の公表	32
(添付資料)	
資料1 いじめ問題に関する組織関係図	33
資料2 相談窓口一覧	34

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、児童生徒の心身の健全な発達及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な問題です。

流山市では、平成26年に「流山市いじめ防止対策推進条例」を制定し、同条例第9条に基づき「流山市いじめ防止基本方針」を定めて、いじめの防止と対応に取り組んできました。

近年、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中、いじめや不登校等の諸課題が全国的に増加傾向にあり、極めて憂慮すべき状況にあります。児童生徒の多様化が進み、様々な課題や困難を抱える児童生徒が増える中、学校は児童生徒一人ひとりのニーズに合った支援を行うとともに、全ての児童生徒にとって、安心して通える魅力的な環境となるよう取り組んでいくことが求められています。

また、令和5年4月にこども基本法が施行され、こどもの権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置付けられました。児童生徒の権利が尊重され、児童生徒一人ひとりの安心・安全が保障される学校づくりを進めていくため、教職員や大人が児童生徒の権利への理解を深め、児童生徒の意見が大切にされる環境を整えていくことが求められています。

いじめは「どの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こり得る」ことを認識して対策を講じなければならない重要な教育課題です。いじめが起きにくい環境を整えるため、児童生徒がお互いの個性や多様性を認め合うことを大切にするとともに、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、児童生徒に関わる教職員一人ひとりが児童生徒の言動や態度、心の機微に早期に気付き、不安や悩みの声に丁寧に寄り添っていきます。

また、いじめは児童生徒の心身の健全な発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、深刻化・重大化させないことが肝要です。そのため、いじめの早期発見に努めていくとともに、いじめを認知した際には、児童生徒の心身の安全を第一に考えた上で、法令に基づいた適切な対応を徹底してまいります。

一方で、いじめは学校だけでなく、児童生徒の生活のあらゆる場面で起こる可能性があります。また、児童生徒や保護者が抱える問題や課題が多様化・複雑化する中、学校や教育行政機関だけでは対応できないことも少なくありません。そのため、心理や福祉、医療などの専門機関、保護者の方々、地域で見守っていたいっている市民の皆様の協力をいただきながら、地域全体で児童生徒の成長・発達を支援していくことが必要です。

以上のことから、流山市及び流山市教育委員会は、流山市いじめ防止基本方針を改定し、すべての児童生徒にいじめのない安心・安全な生活を保障するために、取り組んでまいります。

第1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめの問題をどのように理解し、どのように考え、どのように取り組むのか、市の基本的な考え方は以下のとおりです。

1 いじめについての理解と基本理念

- (1) いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、いじめを受けた児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
- (2) いじめの問題は、すべての児童生徒に関係するものです。誰もが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようになるため、いじめの対策は、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して行わなければなりません。
- (3) いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる問題です。ささいな兆候であっても見過ごすことなく早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが重要です。
- (4) いじめは、加害者と被害者だけの問題ではありません。学級や部活動などの集団の構造上の問題や、周囲ではやし立てたり面白がったりする「観衆」、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要です。
- (5) いじめの問題への対策は、すべての児童生徒がいじめを行わず、また、他の児童生徒がいじめられているのを知りながら放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす影響など、いじめの問題に対する児童生徒の理解を深めることを目指して行わなければなりません。
- (6) いじめが起きたときの対応をはじめ、いじめの問題への対策は、いじめを受けた児童生徒と、その児童生徒を助けようとした児童生徒の生命や心身が守られることが、特に重要であることを認識して行わなければなりません。
- (7) 市は、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、家庭、地域住民、千葉県、国など、児童生徒に関わるすべての大人が連携しながら、いじめの問題を克服することを目指して対応に当たります。

2 いじめ防止等の対策に向けた基本的な姿勢

上記いじめについての理解と基本理念を前提に、市教育委員会では以下の「基本的な姿勢」を持っていじめ防止に取り組んでいきます。

- (1) いじめは、児童生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、発見が難しいという認識の下、児童生徒からの訴えを待つのではなく、小さなサインを見逃さず、児童生徒の声に耳を傾け、真剣に受け止める姿勢を持つ。
- (2) いじめの被害を訴える児童生徒の救済を最優先に、初期段階から組織で対応し、専門職等の知見も活用しながら、いじめを受けた児童生徒への支援といじめを行った児童生徒への指導・援助等を行う。
- (3) 対人関係や行動面、情緒面等における特性が被害・加害を問わずいじめに影響する可能性があることを認識し、個々の児童生徒の特性やニーズを理解しながら必要な配慮及び支援を行う。
- (4) いじめ対応に当たっては、被害・加害に関わらず、児童生徒の訴えや言い分に耳を傾けるとともに、いじめの背景にある事情等にも目を向け、事実をしっかりと把握した上で対応し、児童生徒の発達や成長を支援する。
- (5) 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (6) いじめの対応には保護者との連携が不可欠であることを認識し、いじめを認知した際には保護者の不安や心配に寄り添い、その意向を丁寧に聴きとり、誤解や認識の齟齬が生じないよう、緊密な情報交換を心掛ける。

3 子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保

- (1) 次代の社会を担う、全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長できるように努める。
- (2) 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項について意見を表明する機会を確保するとともに、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるように努める。
- (3) 大人の思い込みで子どもの心情を勝手に受け止めることがないように努める。

※子ども基本法・生徒指導提要より抜粋

4 「いじめ」とは

(1) いじめの定義

本基本方針では、いじめ防止対策推進法第2条第1項、流山市いじめ防止対策推進条例第2条第1号に基づき「いじめ」を次のように定義します。

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

市では、この定義に基づいて、個々の事案が「いじめ」に当たるかどうかを判断します。

(2) いじめに当たるかを判断する際の注意事項

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うことが重要です。どのようなことで苦痛を感じるかは人それぞれであり、安易に「苦痛を感じていない」と判断してしまわないよう、注意が必要です。

また、いじめを受けていても、本人がそれを否定することがあります。学校および市教育委員会は、本人の表情や様子をきめ細かく観察したり、本人や周辺の状況などを客観的に観察したりして、いじめかどうかを確認します。

イ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校や学級、部活動、塾やスポーツクラブなど、その児童生徒が関わっている仲間や集団・グループなど、その児童生徒との何らかの人的関係をいいます。

ウ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられることなどを意味します。

エ けんかやふざけ合いでも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調査し、児童生徒が感じる被害性に着目して、「いじめ」に当たるかどうかを判断する必要があります。

オ インターネット上で悪口を書き込まれたが、本人は知らずにいる、というような場合など、「心身の苦痛を感じている」状態には至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒への指導など、いじめ防止対策推進法の趣旨をふまえた適切な対応が必要です。

カ いじめを受けた児童生徒の立場に立って「いじめ」に当たると判断した場合でも、そのすべてのケースが厳しい指導を要する場合だとは限りません。

例えば、善意から行ったことが思いがけず相手に心身の苦痛を感じさせた場合や、悪意なく発した言葉で相手を傷付けたものの、すぐに謝罪をして、教職員が関わる前に良好な関係を取り戻したような場合などでは、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処をするほうがよいことがあります。

ただし、その場合であっても、学校が「いじめ」があったことを認知して、学校いじめ対策組織に情報共有をすることは必要です。

5 いじめの解消

いじめは、単に謝罪があっただけでは、安易に解消したと判断することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件を満たす必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も考慮して判断します。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間等が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至るまで、いじめを受けた児童生徒の安心・安全を確保する責任があります。学校いじめ対策組織においては、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

いじめが「解消している」状態は、あくまでも一つの段階にすぎません。「解消している」段階に至った後でも、いじめが再発することも十分にあり得ることをふまえて、学校の教職員は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要があります。

第2 いじめの問題への対策のために市が行うこと

市は、市立小中学校の設置者として、国や千葉県などの関係者と協力しながら、市の実情に応じたいじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処に関する施策を策定し、実施する責務を有しています（流山市いじめ防止対策推進条例第5条）。

この責務を果たし、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの適切で迅速な対処を実現するため、市は、以下に掲げる取組を行います。

1 いじめの問題への対策に関する組織・体制

（1）附属機関の設置

ア 流山市いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定する市の附属機関として、流山市いじめ防止対策推進条例第15条の規定により、流山市いじめ問題対策連絡協議会を設置します。

協議会は、毎年定期的に会議を開催して、市のいじめの現状を共有し、関係機関の円滑な連携のために、それぞれの役割を確認して、互いの責務や判断などを情報共有します。

【協議会の役割】

- ◆ いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図ることに関する協議

- ◆ その他いじめの防止等のための対策を実効的に行うため必要な事項

【構成員】

学校の教職員、教育委員会の職員、児童相談所の職員、千葉地方法務局の職員、千葉県警察の警察官、その他教育委員会が適当と認める者（流山市医師会が推薦する医師、人権擁護委員、保護者の代表など）

イ 流山市いじめ対策調査会

いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する市教育委員会の附属機関として、流山市いじめ防止対策推進条例第16条の規定により、流山市いじめ対策調査会を設置します。

調査会は、定期的にまたは必要に応じて会議を開催して、市全体が、発生したいじめに適切に対処し、いじめが起きにくい環境を作っていくための施策を実施していくように、審査や提言を行っていきます。

【調査会の役割】

- ◆ いじめの防止等に関する調査研究

- ◆ 市が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議

- ✧ いじめ重大事態が発生した場合における事実関係の確認及び調査並びに審査

【構成員】

学識経験を有する者（教育、心理、法律、医学等）

（2）いじめの問題への対応に関する市教育委員会内の組織・体制

ア いじめ防止相談対策室

いじめ防止相談対策室は、いじめの問題への対策と、学校と連携した対応を行っています。児童生徒や保護者からの相談を受け、学校との連携や学校に対する指導助言を行いながら、問題解決を図ります。

【対策室の主な役割】

- ✧ いじめに関する児童生徒や保護者からの相談窓口
- ✧ いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処に関する学校と市教育委員会の連携
- ✧ いじめの問題に関する学校の体制の点検、改善点がある場合の指導・助言
- ✧ いじめ事案の解決に向けた学校への指導・助言

イ 教育研究企画室

教育研究企画室は、不登校や学校生活の問題などの悩みを抱えている児童生徒や保護者からの相談に対応します。

【企画室の主な役割】

- ✧ 心理士の資格を持つスクールカウンセラーによる「教育相談」の実施
- ✧ 教育上の課題や悩みについて精神科医が保護者や教職員からの相談を受ける「教育コンサルテーション」の実施

ウ 教育支援センター（フレンドステーション）

教育支援センターは、様々な理由で登校が困難な児童生徒の支援を行っています。

【教育支援センターの施設】

フレンドステーション エルズ （流山市生涯学習センター内）
フレンドステーション しんかわ （流山市立新川小学校内）
オンラインフレンドステーション （バーチャル空間）

【教育支援センターの主な役割】

- ✧ 様々な理由で登校が困難な児童生徒に学習や体験活動を通して、他者と交流するフレンドステーションの運営
- ✧ 心理士の資格を持つスクールカウンセラーによる「教育相談」の実施

エ 青少年指導センター

青少年指導センターは、青少年の非行の防止及び健全な育成に関する事業を行っています。

【青少年指導センターの主な役割】

- ✧ 青少年とその保護者の悩みについて相談を受ける「青少年相談」の実施
- ✧ インターネット上の書き込みなどによる青少年の被害を防止するためのネットパトロールの実施
- ✧ 青少年の非行や被害を防止するために、学校と警察の連携を図る「学校警察連絡協議会」を組織
- ✧ 青少年補導員との連携による非行防止のためパトロールによる補導活動を実施

オ スクールカウンセラー

市が設置するすべての小中学校と、教育研究企画室、教育支援センターに、スクールカウンセラーを配置しています。

【スクールカウンセラーの主な役割】

- ✧ 児童生徒や保護者との面談による相談、必要に応じた検査や学校訪問等による支援
- ✧ 児童生徒の状態の把握や必要な支援の見立て
- ✧ 児童生徒の心のケア

カ スクールソーシャルワーカー

いじめ防止相談対策室にスクールソーシャルワーカーを配置しています。スクールソーシャルワーカーは、児童生徒が置かれている環境への働きかけを通じて、問題解決に向けた支援を行います。

【スクールソーシャルワーカーの主な役割】

- ✧ 児童生徒の自己実現や居場所づくりのための支援
- ✧ 児童生徒への支援に関する関係機関との連絡調整
- ✧ 保護者や教職員への社会福祉や精神保健福祉の専門的観点からの情報提供・助言

キ 生徒指導アドバイザー

いじめ防止相談対策室に生徒指導アドバイザーを配置しています。生徒指導アドバイザーは、生徒指導上の問題行動等の解決に向け、第三者的な立場から児童生徒や保護者、教職員に対して助言を行います。

【生徒指導アドバイザーの主な役割】

- ✧ 生徒指導上の問題行動等の解決に向けた児童生徒や保護者、教職員との相談及び必要な助言の提供

- ◆ 児童生徒の問題行動への早期対応に向けた学校への巡回訪問
- ◆ 教職員に向けた「生徒指導アドバイザー研修」の実施

ク スクールロイヤー

いじめ防止相談対策室にスクールロイヤーを配置しています。スクールロイヤーは、弁護士資格を有する職員です。学校や市教育委員会の弁護を行う代理人ではなく、児童生徒の利益を最優先に、第三者的な立場から学校や教育現場への法的助言を行います。

【スクールロイヤーの主な役割】

- ◆ 学校・市教育委員会が適切な対応を行うための法的観点からの助言
- ◆ 児童生徒に向けた「いじめ防止授業」の実施
- ◆ 教職員に向けた「いじめ防止研修」の実施
- ◆ 法的助言やいじめ対応の体制の確認のための学校訪問

2 相談窓口の設置

いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処に当たっては、相談体制を充実させ、多様な選択肢の中から児童生徒や保護者が相談先を選択できることが重要です。

市では、いじめに関する通報や相談を受け付けるため、児童生徒や保護者が相談できる、電話、対面、オンラインなどによる複数の相談窓口を設置しています。

相談を受けた場合には、内容に応じて、いじめ防止相談対策室や教育研究企画室、教育支援センターが、関係機関とも連携しながら、問題を解決するための支援を行います。

また、いじめを受けた児童生徒だけでなく、いじめ行為に直接関与していない児童生徒が観衆や傍観者にとどまることなく、誰かに相談しやすくなるようにするため、様々な機会をとらえて、国や千葉県などの関係機関が設置しているものも含めた相談窓口の周知を行います。

【※ 相談窓口の一覧を、この基本方針の巻末に添付しています。】

3 学校への支援

(1) 安心安全な学校・学級をつくるための調査研究

いじめを未然に防止するためには、学校や学級を児童生徒にとって安心して過ごすことのできる場所にして、いじめが起きにくく環境を作ることが大切です。そのために、「ありのままの自分」を「かけがえのない存在」として肯定的に受け止められる自己肯定感や、他者や集団に貢献し認められることにより自分の存在を価値のあるものとして受け止められる自己有

用感を高めることができる指導の在り方や学校運営、学級運営の方策を調査研究します。

（2）教職員研修の実施

学校におけるいじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるためには、教職員の共通理解と資質向上が不可欠です。

教職員がいじめについての理解を深め、いじめを許さない姿勢を徹底し、いじめの未然防止や早期発見、いじめへの対処を適切に行うことができるようにするため、いじめ防止研修を実施します。

また、教職員の不適切な認識や言動によって児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることができないように、体罰・不適切指導防止研修を実施します。

（3）対応マニュアルの作成・更新

いじめの状況（事実）の正確な確認や、保護者への報告など、いじめの対応における特に重要な事柄をまとめ、いじめが発生したとき教職員が速やかに適切な対応をすることができるよう、初動から解決に至るまでの対応マニュアルを作成し、必要に応じて更新します。

（4）学校のいじめ対応への指導・助言

市教育委員会は、児童生徒や保護者から相談があった場合や、学校から相談・報告があった場合には、学校において当該個別事案が適切かつ迅速に対応され、困難事案や重大事態に発展することができないよう、学校に対して必要な指導・助言を行います。

具体的には、教職員や管理職（校長及び教頭）に、学校現場でのいじめへの対処や記録の取り方などについて指導・助言し、適切な対応による問題の早期解決に向けて支援を行います。法的な判断が必要な事案では、スクールロイヤーが助言を行います。

（5）いじめ防止授業の実施

児童生徒がいじめの問題への理解を深め、いじめの加害者、被害者だけでなくいじめの傍観者にもならないようにするため、市内全ての小中学校で「いじめ防止授業」を実施します。

いじめ防止授業では、いじめは人権を侵害するものであることを前提に法律上のいじめの定義や、相手の気持ちを考えて行動することが重要であること、多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解することが重要であること、いじめを受けたときやいじめを見たときには一人で抱え込まずに相談することが大切であることなどを伝えます。

（6）アンケート調査の実施

いじめの主な発見方法として、本人及び保護者からの直接の訴えを受けて認知する場合もありますが、他にアンケート調査等を通じて認知する場合も少なくありません。

いじめの早期発見や、児童生徒の心の状態、学級の状況などの把握のため、年間を通してアンケート等による様々な調査を実施し、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときには、時を置かずに対応します。

学校においてアンケート等の調査結果が十分活用されるよう、いじめの未然防止や対応に効果的に活用するための方法を、研修等を通じて教職員に周知します。

（7）ＩＣＴを活用した取組の推進

ＩＣＴ（情報通信技術）として、ＷＥＢＱＵ¹や心の天気などのシステムを導入し、学級及び児童生徒の理解を深めるほか、心の健康観察を行うといった取組に活用しています。引き続き、ＧＩＧＡスクール構想によるＩＣＴを有効に活用した学校と市教育委員会との連携方法や、児童生徒を対象とした各種アンケート調査の方法などの仕組みを調査研究し、学校が行ういじめの問題への対応に反映します。

（8）インターネット上のいじめへの対応

インターネットやＳＮＳは情報収集・コミュニケーションツールとして利便性が高く、匿名で様々な行為をすることも可能ですが、いじめや人権侵害、犯罪、法律違反などのトラブルに発展することも珍しくありません。

SNSなどを通じたインターネット上のいじめやトラブルを防止するため、学校における情報モラル教育を推進していきます。

また、ネットパトロールを実施している青少年指導センターと連携し、ネット上のいじめやトラブルの早期発見に努めます。

（9）学校の取組の点検・評価

スクールロイヤーを含むいじめ防止相談対策室の職員が、定期的に学校を訪問し、いじめの問題に関する学校の取組について点検・評価を行い、いじめ防止に向けた取組の改善を図っていきます。

¹ WEB QU：教員が児童生徒の状態を多角的に知ることができるオンライン上のアンケートツールで、個人とクラスの状態を可視化し、学級経営に活用します。

4 家庭との連携

（1）いじめの問題についての啓発活動

いじめが重大な人権侵害であることや、いじめの定義、いじめの未然防止・早期発見、スマートフォンなどの情報機器の使用による危険性と使用ルールの重要性などについて理解を求めるため、保護者に向けた啓発活動を行います。

（2）家庭との連携

いじめを早期に発見し、適切に対応していくためには、児童生徒の教育の第一義的な責任者である保護者とのパートナーシップを築くことが不可欠です。そのためには、被害・加害を問わず、児童生徒がいじめに関わったことを知った保護者の不安や心配に寄り添い、信頼関係を構築しながら、児童生徒の最善の利益に向けて協働していくことが大切です。

（3）困難を抱える家庭への支援

家庭は児童生徒の健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は全ての教育の出発点となると考えられますが、その一方で、家庭状況の多様化が進み、家庭が児童生徒の成長・発達に果たす役割も複雑になっています。児童生徒の教育をとり巻く様々な家庭の状況に応じた支援を行うための態勢として、いじめ防止相談対策室にスクールソーシャルワーカーを配置しています。スクールソーシャルワーカーは、関係機関と連携しながら、それぞれの家庭の実情に合わせた支援を具体的に進めます。

5 関係機関との連携

地域全体でいじめの防止を目指すためには、学校だけで抱え込むのではなく、地域の力を借り、関係機関と連携しながら対応することが重要です。いじめの問題への対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、流山市いじめ問題対策連絡協議会の会議を年度ごとに開催し、顔の見える関係構築を進めます。

いじめの防止等の対策を具体的に推進する上では、その状況に応じて、学校、市教育委員会、児童相談所、警察、医療機関、法務局、家庭支援担当課（子ども家庭課虐待・DV防止対策室）等、各関係機関がそれぞれの担当分野において必要に応じた支援や協力をを行うなど、互いに連携して問題の解決を図ります。

第3 いじめの問題への対策のために学校が行うこと

学校と学校の教職員は、在籍する児童生徒の保護者や地域住民、児童相談所、警察、その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは迅速かつ適切に対処する責務を有しています（流山市いじめ防止対策推進条例第6条）。

この責務を果たすため、学校は、以下に掲げる取組を行います。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

（1）学校いじめ防止基本方針とは

学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、各学校がいじめの問題への取組についての基本的な考え方や実効性のある具体的な対応策を定めるものです。

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「千葉県いじめ防止基本方針」、「流山市いじめ防止基本方針」を参考にして、学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

（2）学校いじめ防止基本方針の内容

学校いじめ防止基本方針には、学校が行ういじめの問題への対策に関する以下の内容が定められている必要があります。

- ◆ いじめに対する基本的な理解と学校の考え方
- ◆ 学校いじめ対策組織の構成、役割
- ◆ いじめの未然防止のための学校の取組
- ◆ いじめの早期発見のための学校の取組
- ◆ いじめへの対処に関する学校の方針
- ◆ 重大事態への対処に関する学校の方針
- ◆ 生徒指導・教育相談の体制
- ◆ 校内研修の取組
- ◆ いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処に関する学校の年間計画

（3）学校いじめ防止基本方針の公表

学校いじめ防止基本方針を効果的に活用するためには、教職員、児童生徒、保護者のそれぞれが内容を理解している必要があります。そのため、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載するとともに、各年度の始めに児童生徒や保護者に説明します。

（4）学校いじめ防止基本方針の点検・評価

学校いじめ防止基本方針に定めたいじめの問題への対策については、学校関係者評価委員会²や学校運営協議会³を活用するなどして評価・点検を行うとともに、児童生徒や保護者、地域の方の視点も取り入れながら、定期的に内容の見直しを行います。

2 学校いじめ対策組織の設置

（1）学校いじめ対策組織とは

学校いじめ対策組織は、いじめ防止対策推進法第22条に基づき学校に設置する、いじめの問題に対して組織的な対応を行うための組織です。組織の名称や構成員は、学校の実情に合わせて決定します。

学校いじめ対策組織は、会議を定期的に開催して、いじめの発生状況とその対応などについて協議を行い、学校の取組を点検します。また、必要に応じて臨時の会議を速やかに開催し、情報共有と対応方針等の確認を行います。

（2）学校いじめ対策組織の役割

学校いじめ対策組織は、学校が行ういじめの問題への対策を主導する役割を担います。具体的には、以下のようなことが挙げられます。

- ◆ いじめの未然防止のための環境づくり
- ◆ いじめの早期発見のための情報の収集・整理・記録・共有
- ◆ いじめが発生した場合における組織的な対処
- ◆ 学校いじめ防止基本方針で定めた年間計画に基づく取組の実施
- ◆ 対処がうまくいかなかったケースの発生要因と再発防止策の検証
- ◆ いじめの問題に対する学校の取組の点検と見直し

（3）学校いじめ対策組織の会議の開催

学校いじめ対策組織の会議は定期的に開催し、いじめの防止や早期発見のための取組、発生したいじめ事案への対応状況などについて確認・検討します。いじめに係る情報を組織的に共有することで、教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を図ります。

また、緊急性の高い事案が発生した場合には臨時の会議を招集し、対応を協議します。

² 学校関係者評価委員会：学校の運営状況に関する自己評価や改善策を評価するために組織される、その学校の教職員以外の関係者（保護者や地域住民等）を構成員とする委員会。

³ 学校運営協議会：学校運営に地域の声を積極的に生かし、特色ある学校づくりを進める「コミュニティスクール（学校運営協議会制度）」のもと、保護者、地域住民、教職員等を構成員とする協議会。学校運営や運営への支援について協議を行う。

（4）会議録の作成・保管

いじめを受けた児童生徒への継続的な支援や、対応の事後的な検証のため、学校いじめ対策組織の会議を開いた際には必ず会議録を作成し、翌年度の4月1日から起算して5年間保管するものとします。期間経過後も、事案の対応状況等によっては、さらに継続して保管します。

3 学校におけるいじめの問題への対応

（1）いじめの未然防止のために行うこと

ア いじめの起きにくい環境の整備

いじめが起きにくい環境を整えるためには、学校や学級を、児童生徒一人ひとりの個性と人権が尊重され、心から安心して過ごすことができる場所にする必要があります。教職員の支援の下で、児童生徒がお互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような風土を自ら作り上げるようになります。

そのため、組織として、児童生徒が主体的に生き生きと学ぶことのできる授業づくりの推進と、児童生徒が主体的に取り組み自己決定できる場を設定するとともに、教職員が率先して児童生徒の良さを発見し、その良さが集団の中で発揮できるようサポートすることで、児童生徒同士が互いの良さを認め合い信頼を高めることを心がけ、「ありのままの自分」を肯定的に受け止められる自己肯定感や、他者や集団に貢献し認められることにより自分の存在を価値のあるものとして受け止められる自己有用感を高めていきます。

さらに、いじめや問題行動の背景に児童生徒のストレスや社会的スキルの不足といった要因があることも少なくないことから、教育活動全体を通じて児童生徒がストレスや対人トラブルなどに適切に対処し、自らを守り、たくましく生きていく力を養えるよう社会性の発達や成長を支援していきます。

イ いじめの問題についての教職員の共通理解

学校のすべての教職員が、「いじめは、どの児童生徒にも起こり得るもので、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、いじめを受けた児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせる」、「特定の教職員が抱え込むのではなく、できるだけ多くの教職員が組織的に関わることで、柔軟な児童生徒理解や幅広い対応が可能になる」という認識の下、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処についての理解を深め、学校全体として適切な対応ができるよう、研修等により共通理解を図ります。

いじめ対応に当たっては、教職員の児童生徒への理解の深さが鍵になります。そのためには、日頃から児童生徒、保護者と教員がお互いに理解を深め、信頼関係を構築するとともに、不安や悩みを共感的に聴く姿勢を示し、良き理解者となるよう努めていくことが大切です。

また、教職員自身の不適切な言動によって児童生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることがないように、体罰・不適切指導の問題についても、研修や職員会議等を通じて繰り返し周知します。

ウ いじめをしない・させない・放置しない指導の徹底

教育活動全般を通じて、いじめの問題の重大性を認識させ、児童生徒の一人ひとりが「いじめをしない」姿勢持てるようになることを目指した指導を行います。

また、周囲ではやし立てたり見て見ぬふりをしたりすることもいじめを肯定する行為であることを理解させ、「いじめをさせない」「いじめを放置しない」姿勢持てるようになることを目指した指導を行います。

児童生徒への指導に当たっては、人権や多様性の理解を通じて自他の権利を大切にする意識や規範意識の醸成を図るほか、学校生活における様々な体験や人との関わりを通じて、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や思いやりの心、集団への帰属意識などを育むことが大切です。

エ 情報モラル教育

インターネット上の問題は、学校や教職員が把握することが難しく、気付いたときには、大きな問題に発展していることも少なくありませんので、学校において未然防止の取組を講じることが求められています。

G I G Aスクール構想による児童生徒用のタブレット端末によるいじめの危険性もふまえて、児童生徒に対する情報モラル教育を実施して、インターネット上のS N Sなどによるいじめやトラブルの危険性と使用上のルールについて、家庭とも連携して繰り返し指導を行います。

オ 特別な支援・配慮を必要とする児童生徒への対応

診断の有無に関わらず、対人関係や社会性、行動面や情緒面などにおける特性を有する児童生徒が、周囲から理解を得られずに孤立し、いじめを受けたり、いじめに関係したりすることも少なくありません。こうした、児童生徒は、その特性から自分の気持ちを上手く伝えることができなかったり、相手が嫌がっていることを認識できなかったりする場合があることから、教職員が個々の児童生徒の特性やニーズを理解し、学

校全体で情報を共有して注意深く見守るとともに、日常的に適切な支援を行います。

カ 児童生徒が主体となって行ういじめの防止のための取組

いじめや人権をはじめ、多様性や差別、貧困、排除、参加、意見表明、自己決定、幸福追求、ルールメイキングなどといった「子どもの権利」に関する幅広い問題について児童生徒が学び、自分たちの問題として捉え、主体的に話し合うことができる機会をつくるとともに、児童生徒が自らの意見や考えを表現し、訴えることができる児童生徒の声を聴く取組を、学校いじめ防止基本方針の年間計画の中に位置づけ、各学校の創意工夫により実施します。

(2) いじめの早期発見のために行うこと

ア いじめを相談しやすい環境の整備

教職員は、いじめを受けた児童生徒がSOSを発信することや、いじめを目撃した児童生徒が教職員に報告することが、児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを理解することが大切です。

したがって、教職員は日頃から児童生徒との信頼関係構築に努めるとともに、担任だけでなく養護教諭、スクールカウンセラーなどの多様な相談窓口の周知を行うことで、一人ひとりが相談しやすい環境を整える必要があります。

また、相談を受ける際には、児童生徒の声に真摯に耳を傾け、気持ちを受け止める姿勢を示すことで、児童生徒が安心して自分の考えていることや悩みを伝えることができる環境の構築に努めることが重要です。

イ 日常的な観察等による発見

いじめを受けていても、自身の状況を訴えたり、適切に表現できない児童生徒も少なくありません。児童生徒からの訴えを待つだけでなく、積極的に認知していくことが重要です。

したがって、教職員は日常的に児童生徒の様子に目を配ったり、心の天気や連絡帳、生活ノートなどを活用して交友関係や悩みを把握したりすることにより、いじめの兆候や児童生徒の発するサインを早期に発見できるよう努めます。

そのためには、児童生徒の表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せ、児童生徒の表情や学級・ホームルームの雰囲気から違和感に気付くことができるよう、個々の教職員のいじめに対する感度を高めていく必要があります。

その際、日頃から教職員相互が児童生徒の情報交換を積極的に行い情報共有を図るとともに、養護教諭やスクールカウンセラーなどの専門的視点を取り入れるほか、WEB QUなどの結果を活用するなどにより、組織として多角的な視点から児童生徒の見立てを行っていくことが大切です。

ウ 調査・教育相談及び組織的な情報共有の実施

いじめの早期発見と児童生徒の心情を把握するため、年間を通して様々なアンケートなどの調査や教育相談を行います。いじめの訴えを受けた場合は直ちに学校いじめ対策組織に報告して情報共有し、速やかな対応につなげます。

なお、教育相談は本来、あらゆる教育活動を通じて行われるべきものであり、児童生徒と交わす何気ない会話から相談に発展させるなど、児童生徒と接するあらゆる機会を教育相談に活かすことができるものです。そして、こうした日頃からの教育相談を積み重ねることが、児童生徒に「困ったときに先生に相談しよう」という気持ちを醸成していくことに留意する必要があります。

そして、情報共有に当たっては、日頃からいじめの有無に関わらず、教職員が感じた些細な兆候や懸念などを幅広く組織として共有することがいじめの未然防止や早期発見、重大化抑止に繋がるという認識を持つことが大切です。

エ 欠席が続く児童生徒の欠席理由の確認

児童生徒の欠席が続いている場合には、学校は、いじめが原因となっている可能性を考え、児童生徒本人や保護者から話を聞くなどの方法により欠席理由を確認して、いじめの見落としがないよう努めます。

なお、欠席の原因は、いじめの被害も含めて複合的な場合も考えられることから、いじめの解決のみならず、児童生徒の個々の状況をふまえながら、安心して登校できる環境の構築を図る必要があります。

（3）いじめへの対処

ア 組織的な対応

学校の教職員は、いじめに関する情報を得たときや、児童生徒や保護者からいじめの相談や報告を受けたときは、学校いじめ防止基本方針に定める手順により、必ず学校いじめ対策組織に報告します。

いじめへの対応は、学校いじめ対策組織を起点に教職員全員の共通理解を図りながら学校全体で行うもので、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断も組織的に行う必要があります。

教職員一人ひとりが、学校いじめ対策組織へ情報共有する義務があることを認識し、特定の教職員がいじめの情報を抱え込んだり、対応の要不要を個人で判断することはせず、組織として情報共有した上で、それぞれの立場や役割から、いじめを解消するための意見を出し合い、学校全体としていじめに対応していきます。

イ 事実の確認

いじめに関する情報の報告を受けた学校いじめ対策組織は、関係する児童生徒から事情を聴き取るなど適切な方法により、速やかにいじめの事実の有無を確認します。事実確認の結果は、いじめ防止対策推進法第23条第2項の規定により、市教育委員会に報告します。

なお、事実確認の記録に当たっては、いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうしたかの5W1Hを確認するだけでなく、「確認した事実」と「行った対応」が明確に分かるよう記録を残すことが大切であるため、市教育委員会が作成した記録用紙を活用するなどにより事実確認とその記録を適切に行っていきます。

ウ いじめを受けた児童生徒への支援

学校は、いじめの事実関係が確認されていない段階においても、いじめの被害を訴えている児童生徒を守り、その心情に寄り添った対応を行うことを心掛けていきます。

また、いじめを受けた児童生徒を守り通すことが最優先であることを認識し、必要に応じていじめを受けた児童生徒への見守りや、いじめを行った児童生徒の学習を別室で行うこととするなど、安心して登校し学校生活を送ることができる環境の確保図ります。また、必要に応じてスクールカウンセラーを活用するなど、いじめを受けた児童生徒の心のケアに努めます。

なお、児童生徒が安心して登校し、学校生活を送ることができるようになるためには、児童生徒本人の不安や意向を丁寧に聴き取りながら、「絶対に守る」という意思と覚悟を示すことが大切であることを認識する必要があります。

エ いじめを行った児童生徒への指導・援助

いじめを行った児童生徒への指導・援助が再発防止の鍵になります。いじめを行った児童生徒に対しては、いじめが相手の人格を傷つけるものであり、生命、心身、財産をおびやかす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるための指導・援助を行い、その成長を支援します。

また、指導に当たっては、いじめを受けた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを行った児童生徒の抱えている問題など、背景にある事情にも目を向け、心理的な孤立感や疎外感を与えないようするなど、健全な人格の発達に配慮しながら、必要に応じて専門家によるカウンセリングなどの支援や、特別の指導計画による指導を行います。

また、継続的に指導を行っても改善がみられない場合には、警察との連携による指導や学校教育法第11条の規定による懲戒の措置も含め、毅然とした対応を行います。

なお、いじめを行った児童生徒にも事情があることも少なくないことから、その事情や意見にもしっかりと耳を傾け、事実や背景にある問題を把握した上で、児童生徒が納得するように諭しながら指導することが大切です。教職員は、事実確認や言い分への傾聴が不十分なまま思い込みで指導を行うと、児童生徒の信頼を失い、かえって問題行動が繰り返される結果に陥る可能性があることに留意する必要があります。

オ 保護者への迅速な連絡

いじめの事実を確認した場合には、学校は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒の双方の保護者に対して迅速に連絡を取り、事実を報告します。

報告に当たっては、被害・加害に関わらず、事実を知った保護者の動揺や不安、怒りなどの心情を十分に理解し、その気持ちに寄り添いながら誠意ある対応を心掛けることが大切です。

いじめを受けた児童生徒の保護者へ報告する際には、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り抜くことを示すとともに、児童生徒本人及び保護者の意向にもしっかりと耳を傾ける必要があります。

いじめを行った児童生徒の保護者へ報告する際には、いじめを受けた児童生徒の安心・安全確保が必要であることへの理解を求めるとともに、いじめを行った児童生徒の今後の成長に向けて協働していきたいことを丁寧に説明する必要があります。

また、その後も適時に保護者への連絡を行い、対応や方針を説明して、保護者と連携した対応が継続して行えるように理解と協力を求めます。

カ 児童生徒の関係改善

児童生徒の関係改善を優先するあまり、安易に形式的な謝罪や和解を求めるることは、いじめを行った児童生徒から真の反省の機会を奪うとともに、納得がいかないままで謝罪の受け入れを求められることになる児童生徒にも大きな不満を残すことになるため、かえって逆効果になります。

ねず、2次被害を生む可能性があることに留意する必要があります。謝罪や和解の場を設定する際には、双方の意向や言い分を十分に把握した上で双方が納得できる場となるよう、事前に丁寧な準備と働きかけを行った上で臨むことが不可欠です。

また、「いじめの定義・範囲の理解への齟齬」や「こちらにも言い分がある」といった点などについて、双方の保護者の間で認識のずれがある場合、スムーズな対応に至らないことが少なくありません。児童生徒同様、保護者間の謝罪の場を設定する場合においても、事前に双方の意向や認識を丁寧に聞き取り、認識等の齟齬があればその解消に努めることが肝要です。

キ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを行った児童生徒だけでなく、集団全体に向けて、いじめを根絶しようという姿勢が行きわたるように指導を行います。いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めることができなくとも、誰かに知らせる勇気を持つ大切さを伝えます。また、周囲ではやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それがいじめに加担する行為であることを理解させる指導を行います。

また、いじめを受けた児童生徒の気持ちをふまえた上で、学級や周囲の児童生徒に働きかけ、「話を聞いてくれる」、「守ってくれる」、「同じ思いの仲間がいる」といった環境づくりに努め、当事者双方や周囲の児童生徒を含む全員が好ましい関係性を取り戻せるよう働きかけることが望まれます。

ク 関係機関との連携

いじめを受けた児童生徒の心のケアや、いじめを行った児童生徒への指導においては、必要に応じて外部の専門家の助言を求めるなど、関係機関と適切に連携しながら対応を行います。

また、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める場合には、学校は、たまらうことなく警察との相談を行い対処します。児童生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めます。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ各年度の始めに児童生徒や保護者に周知を行います。

ケ インターネット上のいじめへの対処

インターネット上の情報は拡散性が高いため、問題を把握した場合には児童生徒の被害拡大を防ぐことを優先する必要があります。

インターネットやSNSでの不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除するための措置をとります。その際、必要に応じて法務局や警察に協力を求めます。

（4）家庭、地域等との連携

いじめ問題に適切に対応していくためには、児童生徒への理解を深めるのみならず、個々の家庭の理解を深め信頼関係を構築していく必要があります。そのためには、児童生徒が多様であるように、各家庭の価値観や生活スタイル、家庭環境等も多様であることに留意しながら、保護者とも積極的に関わり、寄り添っていく姿勢が求められます。保護者からの非難を恐れるのではなく、保護者の心情や立場を理解しながら、丁寧に対話を重ね、児童生徒の最善の利益に向けて互いに協働できるよう努めていきます。

また、いじめは、学校外でも起こる可能性があります。より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするために、家庭や地域、学校生活との関係が深い学童クラブなどの関係機関とも連携して、情報共有や、協働できる体制の構築を図ります。

4 記録の保存

アンケートの回答用紙や聴き取り記録、学校いじめ対策組織の会議録など、いじめの問題に関して学校が行った調査や対応、会議の記録は、翌年度の4月1日から起算して少なくとも5年間保存するものとします。期間経過後も、事案の対応状況等によっては、さらに継続して保管します。

第4 いじめの問題への対策のために保護者が行うこと

教育基本法第10条では家庭教育について「父母その他の保護者は、子の教育において第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るように努めるものとする」と記されています。児童生徒にとって、家庭は生活の全ての基盤であり、家庭教育が児童生徒の成長・発達に与える影響は大きなものがあります。

したがって、いじめ対応をはじめとする学校教育を円滑に進めるためには家庭とのパートナーシップを築くことが不可欠であり、それぞれの家庭教育の自主性を尊重しながらも、流山市いじめ防止対策推進条例第7条に基づき、保護者にも以下の役割を担っていただく必要があります。

- ア 保護者は、いじめは絶対に許されない行為であることをその保護する児童生徒に理解させ、いじめの加害者や傍観者にならないための指導を行う。
- イ 保護者は、いじめを早期に発見し、適切に対応するとともに、いじめを深刻化・重篤化させないためにも、保護者のみが察知できる児童生徒の変化やSOSに気付けるよう努める。
- ウ 保護者は、スマートフォン等の情報機器の使用によるインターネット上のSNS等で行われるいじめを防止するため、保護者の責任において、保護する児童生徒の情報機器の取り扱いについて適切に指導を行うよう努める。
- エ 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護する。
- オ 保護者は、いじめを発見した場合は、いじめの行為をやめさせる指導といじめを受けた児童生徒の保護を適切に行うとともに、学校、市に情報提供を行うなど、市と学校が講ずるいじめの問題への対策や、いじめが発生した場合の調査等に協力するよう努める。
- カ 保護者は、SNSでの誹謗中傷や個人情報の書き込みが名誉棄損罪や侮辱罪など刑事罰の対象となる場合があること、仮に投稿した情報に違法性はなくとも、関係者が投稿者を特定できる内容であれば、新たないじめやトラブルに繋がるだけでなく、デジタルタトゥーとなりその後の人生に影響を及ぼすことについて、児童生徒とともに情報モラルを高めるよう努める。

第5 いじめの問題への対策のために市民が行うこと

児童生徒は家庭だけでも、学校だけでも育つものではありません。両者の連携に加えて地域の力が不可欠です。地域全体でいじめの防止を目指すため、流山市いじめ防止対策推進条例第8条に基づき、市民にも以下の役割を担っていただく必要があります。

ア 市民は、それぞれの地域及び事業等における児童生徒との関わりの中で、児童生徒に対する見守り、声かけ等により、児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

イ 市民は、それぞれの地域及び事業等における児童生徒との関わりの中でいじめを発見した場合は、いじめの行為をやめさせる指導といじめを受けた児童生徒の保護を適切に行うとともに、当該児童生徒の保護者、学校、市に情報提供を行うよう努める。

第6 いじめの重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条第1項は、いじめの重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、同種の事態の発生を防止するため、速やかに、調査組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うことを定めています。

市における、いじめの重大事態についての考え方、重大事態が発生した場合の対応は、以下に掲げるとおりです。

1 いじめの「重大事態」とは

(1) 重大事態の定義

いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、「生命心身財産重大事態」と「不登校重大事態」の2つの場合をいいます。

ア 生命心身財産重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」は、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断します。想定される例としては、次のような場合が挙げられます。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合

なお、文部科学省の『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』では、次のようなケースが例示されています。

○児童生徒が自殺を企図した場合

- ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

○心身に重大な被害を負った場合

- ・リストカットなどの自傷行為を行った。
- ・暴行を受け、骨折した。
- ・投げ飛ばされて脳震盪となった。
- ・殴られて歯が折れた。
- ・カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため、刺されなかった。
- ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

- ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

○金品等に重大な被害を被った場合

- ・複数の児童生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。
- ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。

○いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ・欠席が続き、当該学校へは復帰ができないと判断し、転学・退学した。

イ 不登校重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」は、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間連續して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査を開始します。

(2) 重大事態かどうかを判断する際の注意事項

ア 事実関係が確定していなくても、「疑い」があれば重大事態に該当します。対応が遅れれば取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、「疑い」があると認めた時点で、速やかに重大事態としての対応を行います。

イ 対象児童生徒⁴やその保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」との申立てがあったときは、調査しないまま重大事態ではないと断言することはできないため、重大事態が発生したものとして対応を行います。

(3) 重大事態に対する平時からの備え

①市教育委員会における平時からの備え

ア 各学校が法、国の中止方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン、生徒指導提要を理解し、平時からいじめに適切に対応できるよう、いじめの早期発見・早期対応・未然防止に向けた研修を行います。

イ いじめへの対処に当たっては、法律・心理・福祉等に関する相談や支援を要することも少なくないことから、各学校等に対して必要な助言・支援ができるよう市教育委員会における相談・支援体制の構築に努めます。

⁴ 対象児童生徒：「いじめにより重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがある児童生徒」をいう。（文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に準拠）

ウ 重大事態が発生した場合に、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順等を明確にし、各学校に示します。

②各学校における平時からの備え

ア 法、国の基本方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン、生徒指導提要を理解し、学校いじめ防止基本方針を効果的に運用することで、平時からいじめを重大化させないよう努めるとともに、重大事態が発生した際に適切に対応できるよう備えます。

イ 職員会議や研修等を通じて、全ての教職員が学校いじめ防止基本方針はもとより、法や国の基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかの共通認識を図ります。

ウ 学校いじめ防止基本方針や警察との連携等について、入学時・各年度の開始時に保護者に説明します。

2 重大事態調査の目的と基本的姿勢

（1）重大事態調査を実施する目的

重大事態の調査は、重大事態に至った経緯や背景事情を含めたいじめの事実関係を可能な限り明らかにすることにより、その重大事態への対処や、同種の事態が再び発生するのを防止することを目的として行います。民事・刑事上の責任追及や、その他の争訟などへの対応を直接の目的としているものではありません。

重大事態の調査は、学校関係者や被害児童生徒をはじめとする児童生徒及びその保護者等の協力の下で行うものであり、当該いじめ行為が被害児童生徒の被害に与えた具体的な影響等まで解明することが困難となることも想定されます。しかしながら、被害児童生徒の尊厳を保持し、同種の事態を二度と起こさないようにするため、可能な限り事実関係を明らかにするとともに、その結果をもとに当該重大事態への対処及び再発防止策を講じるものです。

なお、対象児童生徒や保護者が調査を望まない場合でも、学校や市教育委員会は、可能な限り自らの対応を振り返って検証し、再発防止に努めが必要です。そのような場合には、対象児童生徒と保護者の意向にも配慮しながら、調査方法を工夫して調査を進めます。

（2）重大事態調査を行うに当たっての基本的姿勢

ア 情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り事実関係を明らかにします。

イ 公平・中立に調査を行います。

ウ 日頃のいじめ防止等の対策及び当該重大事態の発生後の対応にどのような課題があったかを検証し整理します。

エ 実行性のある再発防止策を検討します。

3 重大事態が発生した場合の学校と市教育委員会の対応

（1）重大事態発生の報告

学校は、いじめの重大事態が発生したときは、直ちに市教育委員会に一報を入れたうえ、速やかに「いじめの重大事態の認知に係る報告書」を市教育委員会に提出します。

市教育委員会は、学校から提出を受けた報告書を速やかに市長に提出して報告するとともに、個人名を伏せた形で千葉県教育委員会・文部科学省にも報告します。

（2）調査主体の決定

学校からの報告を受けた市教育委員会は、重大事態の調査主体を学校とするか市教育委員会とするかを決定します。その際、以下の事情がある場合には、市教育委員会を調査主体とします。

- 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われるとき。
- 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細な事実関係を明らかにするためには専門家を交え客観的な視点から事実認定を行う必要があるとき。
- これまでの経緯から学校と関係する児童生徒の保護者等との間で不信感が生まれてしまっているとき。
- 以上のほか、市教育委員会を主体とすることが相当であると認められる事由があるとき。

学校が調査主体となる場合は、学校に調査組織を設置します。この場合、市教育委員会は、学校が行う調査が適切に行われるよう、学校への指導や支援を行います。

市教育委員会が調査主体となる場合は、流山市いじめ防止対策推進条例第17条第3項の規定に基づき、流山市いじめ対策調査会に対して速やかに調査を依頼します。

ただし、対象児童生徒や保護者が「学校による調査を望まないものの、速やかな調査実施を希望する」といった意向がある場合には、対象児童生徒や保護者の希望に基づき、いじめ防止相談対策室が直接調査する場合があります。

（3）調査を行うための組織について

学校が調査主体となる場合の調査組織は、各学校が定める学校いじめ防止基本方針に基づき、校長が設置します。

市教育委員会がいじめ対策調査会に調査を依頼した場合の調査組織は、いじめ対策調査会委員のうち、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有さない者が当該事案の調査を行います。

また、いじめ防止相談対策室が直接調査を行うこととした場合の調査組織は、いじめ防止相談対策室長以下のいじめ防止相談対策室の職員を中心に当該事案の調査を行います。

なお、学校、いじめ防止相談対策室が調査主体となる場合においても、従前の経緯や事案の特性、対象児童生徒及びその保護者の意向等をふまえながら、必要に応じて第三者や専門的知見を有する者を加えて調査を行います。

（4）調査の実施

調査主体の決定後、学校に設置した調査組織、または流山市いじめ対策調査会が、文部科学省の『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』に沿って調査を行います。

ア 調査方針の説明

対象児童生徒とその保護者に、重大事態の種別・根拠、調査の目的・目標、調査主体・調査組織の構成、調査時期・期間、調査事項・調査対象、調査方法、調査結果の提供などについてあらかじめ説明を行い、対象児童生徒とその保護者の意向を確認しながら調査を実施します。

あわせて、関係児童生徒⁵からも意見を聞くなど、調査が公平・中立なものとなるよう配慮します。

調査に時間を要する場合には、調査実施中にも、調査の進捗状況や今後の方針などについて、適時に説明を行います。

イ 調査の方法

誰に対してどのような調査を行うかは事案によって異なりますが、調査方法の例としては、関係者の聞き取り、アンケート、資料の分析などがあります。

なお、調査組織の招集に時間を要するなどの事情があり、関係者の記憶が薄まったり資料が散逸したりするのを防ぐ必要がある場合には、学

⁵ 関係児童生徒：「いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒」をいう。（文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に準拠）

校と市教育委員会は、十分な調査が可能となるよう、状況に応じて早い段階で聞き取り等を行うなどの対応を行います。

聞き取りを行う場合には、聞き取り対象者が自由に自らの言葉で話をしてもらうことが重要であり、聞き取りを行う者の主観で解釈しないことが大切です。そのためには、対象者に提示する情報を最小限に抑えるとともに、質問をする際には、質問が誘導的にならないようオープンな質問を意識することが求められます。

また、聞き取りを受けた児童生徒は、自分が話した内容が他者や保護者に伝わるのではないかと心配することがあります。このような場合には、心配する気持ちを理解し、児童生徒にとって望ましい形となるよう配慮することを伝えるとともに、聞き取った内容によっては守秘できないことがあることも児童生徒に理解してもらうことが必要です。

一方で、聞き取った内容は当該児童生徒の個人情報に当たることから、当該情報の適切な管理が求められることに留意する必要があります。したがって、聞き取りを行う際は、事前に聞き取った情報の開示範囲を明確にし、聞き取り対象者に伝えておくことも重要です。

（4）調査中の対象児童生徒への支援等

対象児童生徒が卒業・転校等してしまった場合を除き、当該児童生徒の学校生活は続いている。重大事態の調査が終了していない段階においても、必要に応じて、対象児童生徒に対する心のケアや学習支援、いじめの再発を防止するための措置など、対象児童生徒の安全を確保し、安心して学習等の活動に取り組めるようにするために必要な支援や対応を行っていきます。

また、どのような支援を行うことができるのかを、対象児童生徒やその保護者の意向もふまえながら検討し、説明します。

（5）調査結果の報告と提供

ア 関係者への情報提供

対象児童生徒とその保護者に対して、重大事態の事実関係などの必要な情報を、関係者の個人情報に配慮しながら、適切に提供します。

関係児童生徒とその保護者に対しても、あらかじめ被害児童生徒とその保護者に確認したうえで、可能な範囲で情報提供を行います。

イ 市長等への報告

調査を行った学校、流山市いじめ対策調査会またはいじめ防止相談対策室は、市教育委員会に調査報告書を提出します。市教育委員会は、提

出を受けた報告書を速やかに市長に提出して報告するとともに、千葉県教育委員会に情報提供を行います。

対象児童生徒とその保護者は、調査結果に対する見解をまとめた所見書を、市教育委員会に提出することができます。市教育委員会は、所見書の提出を受けた場合には、報告書の添付文書として市長に提出するとともに、個人名を伏せた形で千葉県教育委員会・文部科学省にも報告します。

ウ 調査結果の公表

調査結果の公表は、事実関係に対する憶測や誤解を防ぎ、社会全体でいじめ防止対策を考える契機とともに、調査報告書に示された考え方を広く共有することで、いじめの未然防止や早期発見、再発防止の取組を促進することを目的とするものです。

他方、公表によってその事案への適切な対処や再発防止策の実施に支障が生じることになるのでは、調査を行った意義自体が失われることから、調査結果の公表を行うかどうかや、公表する場合の公表範囲などについて「流山市いじめ重大事態に関する調査報告書の公表方針」や流山市情報公開条例の規定などをふまえて、事案ごとに判断します。

(6) 調査結果をふまえた対応

学校と市教育委員会は、調査の結果をふまえて、対象児童生徒への支援やいじめを行った児童生徒⁶への指導などの対応を行います。また、それまでの対応について検証し、再発防止策を検討します。

また、重大事態が発生した学校での再発防止に限らず、その他の学校における教職員向けの研修において当該事案を題材とした事例検討を行うなどの取組により、他の学校での同様の事態の発生防止につなげていきます。

4 市長による再調査

市教育委員会から調査結果の報告を受けた市長は、調査が不十分だと考える場合には、市長のもとに調査のための附属機関を設置するなどの方法により、再調査を行います。

再調査を行った場合には、市長は、その結果を流山市議会に報告します。報告する内容は、関係者のプライバシーに対する必要な配慮を確保しながら、事案に応じて適切に設定します。

また、市長と市教育委員会は、再調査の結果をふまえて、その重大事態への対処や、同種の事態が発生するのを防止するための措置を行います。

⁶ いじめを行った児童生徒：「関係児童生徒のうち、調査の結果、いじめを行ったことが明らかになった児童生徒」をいう。（文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に準拠）

第7 その他の重要事項

1 いじめの問題への対策の評価と検証

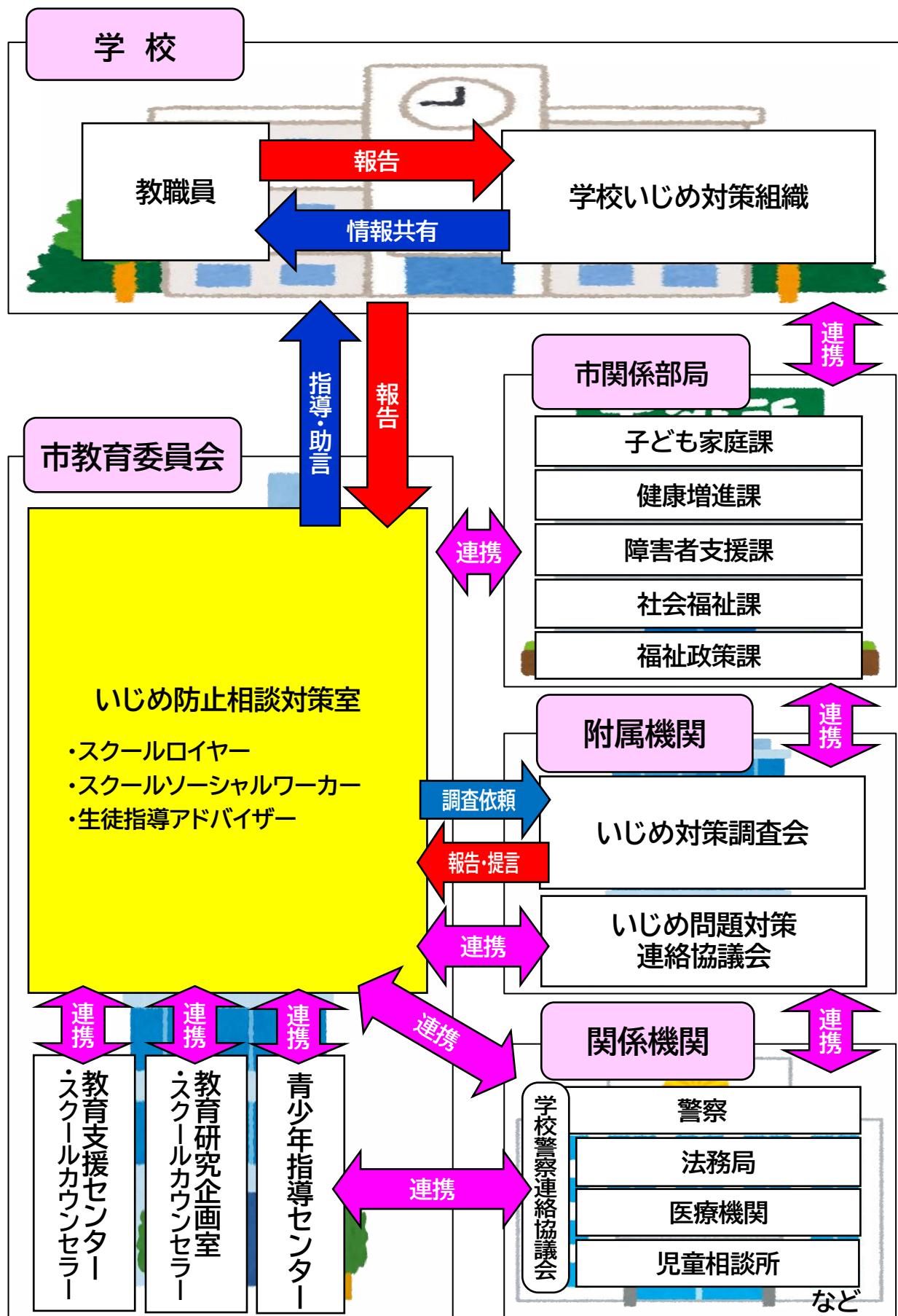
- (1) 市長と市教育委員会は、必要に応じて、総合教育会議⁷でいじめの問題への対策について協議を行います。
- (2) 市教育委員会は、年度ごとに、市内におけるいじめの発生状況や、市が行っているいじめ防止対策の実施状況に関する資料を流山市いじめ対策調査会に提出して、点検・評価や提言を受け、対策の改善を進めます。

2 流山市いじめ防止基本方針の公表

この基本方針は、市ホームページで公表します。また、この基本方針を改定した場合には、速やかに市ホームページで公表します。

⁷ 総合教育会議：市長と教育委員会が教育政策（教育大綱の策定、教育や学術、文化の振興を図るため重点的に講ずるべき施策、児童生徒等の生命や身体への被害について緊急に講ずるべき措置など）について協議するために開催する会議。

【資料1 いじめ問題に関する組織関係図】



【資料2 相談窓口一覧】

流山市の相談窓口

- 流山小中学生専用なやみホットライン 04-7150-8055
毎日午後1時～午後9時 hotline@city.nagareyama.chiba.jp
- STANDBYアプリ iOS Android
月～金 午後1時～午後6時
※24時間送信できますが、返信は翌日以降となる場合があります。
※利用にはアクセスコードが必要です。詳細は各中学校に確認してください。
- いじめ防止相談対策室（市役所第1庁舎2階） 04-7157-1683
月～金（祝祭日を除く） 午前9時～午後4時30分
- 教育相談室（生涯学習センター（流山エルズ）4階） 04-7150-8390
月～金（祝祭日を除く） 午前9時～午後4時30分 ※第3水曜日は休館日
- 青少年相談室（生涯学習センター（流山エルズ）2階） 04-7158-7830
月～金（祝祭日を除く） 午前9時30分～午後4時30分 ※第3水曜日は電話相談のみ

国・千葉県・民間の相談窓口

- 24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310
24時間対応
- 子どもの人権110番 0120-007-110
月～金 午前8時30分～午後5時15分
- 千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446
24時間対応
saposoudan@chiba-c.ed.jp
- 千葉県こころの電話相談 043-307-3360
月～金（祝祭日を除く） 午前9時～午後6時30分
- 千葉県警察ヤング・テレホン 0120-783-497
月～金（祝祭日を除く） 午前9時～午後5時
- チャイルドライン 0120-99-7777
毎日 午後4時～午後9時
- ライトハウスちば 043-420-8066
火～日、祝日の月曜（年末年始、月曜が祝日の週の火曜を除く） 午前10時～午後5時
- 千葉いのちの電話 043-227-3900
24時間対応